

電気料金メニュー定義書（昭島ガスさすてな電気専用）

【昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプ】

昭島ガス株式会社

2023年9月1日実施

## 目次

|    |                                      |   |
|----|--------------------------------------|---|
| 1  | 実施期日 .....                           | 1 |
| 2  | 定義 .....                             | 1 |
| 3  | 適用条件 .....                           | 1 |
| 4  | 供給電気方式、供給電圧および周波数.....               | 2 |
| 5  | 契約電流 .....                           | 2 |
| 6  | 電気料金 .....                           | 3 |
| 7  | 昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの特徴.....           | 3 |
| 8  | 適用開始日 .....                          | 4 |
| 9  | 契約電流または電気料金メニューの変更 .....             | 4 |
| 10 | 昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書の変更および廃止 ..... | 5 |
|    | 別表.....                              | 6 |
| 1  | 燃料費調整 .....                          | 6 |

電気料金メニュー定義書【昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプ】（以下「昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（昭島ガスさすてな電気メニュー専用）（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

## 1 実施期日

昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書は、2023年9月1日より実施します。

## 2 定義

次の言葉は、昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書においても同様の意味で使用します。

### （1）貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

### （2）平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

## 3 適用条件

昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプ」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約

する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- ③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。
- ④ 電気需給約款1（適用）(2) に定めるエリアの低圧需要であること。

#### 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### 5 契約電流

(1) 契約電流は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。

- ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。
- ③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、昭島ガスさすてな電気・A契約タイプに切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

## 6 電気料金

### (1) 基本料金

1 か月の基本料金は、契約電流により、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

|              |            |
|--------------|------------|
| 契約電流 10 アンペア | 295.24 円   |
| 契約電流 15 アンペア | 442.86 円   |
| 契約電流 20 アンペア | 590.48 円   |
| 契約電流 30 アンペア | 885.72 円   |
| 契約電流 40 アンペア | 1,180.96 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,476.20 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,771.44 円 |

### (2) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 15（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

|                                         |         |
|-----------------------------------------|---------|
| 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき               | 30.00 円 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36.60 円 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき              | 40.69 円 |

### (3) 最低月額料金

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 か月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

|         |          |
|---------|----------|
| 1 契約につき | 321.42 円 |
|---------|----------|

## 7 昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの特徴

(1) 昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプは、当社が取次契約を締結する小売電気事業者（以下「本小売電気事業者」といいます。）がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を 100%利用し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。

- (2) 本プランにおける電源構成および非化石証書の使用状況の計画値は、当社 HP (<https://www.akishimagas-denki.jp/information/sustaina.pdf>) をご確認ください。
- (3) 本小売電気事業者の電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社 HP (<https://www.akishimagas-denki.jp/information/sustaina.pdf>) にてお知らせします。
- (4) 本小売事業者がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。ただし、お客さまの電力使用が本小売事業者の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他本小売事業者の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で本小売事業者がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、本小売事業者および当社は賠償の責を負いません。

## 8 適用開始日

昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

## 9 契約電流または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

## 10 昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書を廃止することがあります。  
この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社指定の当社ホームページに掲載します。
- (3) 昭島ガスさすてな電気・A 契約タイプの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の計算

##### ①平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

##### ②燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

##### ③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 A」欄に記載のとおりとします。ただし、需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 B」欄に記載のとおりとします。



| 平均燃料価格計算期間                                                    | 燃料費調整単価適用期間 A                      | 燃料費調整単価適用期間 B                      |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間                                    | その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間     | その年の 5 月の需給開始日から 5 月の計量日の前日までの期間   |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間                                    | その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間     | その年の 6 月の需給開始日から 6 月の計量日の前日までの期間   |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間                                    | その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間     | その年の 7 月の需給開始日から 7 月の計量日の前日までの期間   |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間                                    | その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間     | その年の 8 月の需給開始日から 8 月の計量日の前日までの期間   |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間                                    | その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間    | その年の 9 月の需給開始日から 9 月の計量日の前日までの期間   |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間                                    | その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間   | その年の 10 月の需給開始日から 10 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間                                    | その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間   | その年の 11 月の需給開始日から 11 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間                                   | その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間 | その年の 12 月の需給開始日から 12 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間                                   | 翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間      | 翌年の 1 月の需給開始日から 1 月の計量日の前日までの期間    |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間                                  | 翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間      | 翌年の 2 月の需給開始日から 2 月の計量日の前日までの期間    |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間                                | 翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間      | 翌年の 3 月の需給開始日から 3 月の計量日の前日までの期間    |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間） | 翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間      | 翌年の 4 月の需給開始日から 4 月の計量日の前日までの期間    |

#### ④燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 キロワット時につき | 0.183 円 |
|-------------|---------|

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。